

令和7年度第6回埼玉県最低賃金専門部会議事録

福田部会長 おはようございます。毎日猛暑の中本当に審議ありがとうございます。ただいまから令和7年度第6回埼玉県最低賃金専門部会を開催いたします。まず委員の出席状況等、傍聴者について事務局から報告をお願いします。

賃金室長 ただいま公益代表委員1名、労働者代表委員3名、使用者代表委員3名にご出席いただいております。

よって、最低賃金審議会令第5条第2項により本審議は有効に成立していることを報告いたします。傍聴者は5名です。

福田部会長 本専門部会は関係規程により公開とし、議事録についても同様に公開することといたします。

本専門部会の議事録確認者をあらかじめ指名いたします。

公益代表は私が、労働者側は矢島委員、使用者側は廣澤委員にお願いいたします。

審議資料について事務局から説明をお願いいたします。

専門監督官 資料はございません。

福田部会長 まず分かる範囲で他局の動向について、発効日を含めてご紹介いただけますでしょうか。

賃金室長 今入っている情報ですと、昨日、千葉、長野、東京の審議が終了したようです。千葉は目安プラス1円で、発効日は法定通り。長野が目安通りで、発効日は法定通り。東京は目安通りで、発効日は法定通りです。入っている情報は以上です。

福田部会長 今の他局の動向についてのご紹介についてもしご質問、ご意見があればご発言ください。よろしいでしょうか。

それではまた後で必要があればご発言いただければと思います。

続きまして議題1に入らせていただきます。議題1は埼玉県最低賃金改正についてでございます。改めて労使双方からご意見を頂戴し詰めていきたいと思いますが、昨日の段階でもし使側が少しまとまったものがあればというようなお話をしておりましたので、今日は使側か

からお話しいただきますでしょうか、

廣澤委員 使側は昨日申し上げた内容に変更はございません。したがって今申し上げられる数字は60円、5.6%です。

福田部会長 それでは労側は今現時点でのご意見いかがでしょうか。

矢島委員 労側も変わっておりません。6%の65円でございます。

福田部会長 ありがとうございます。この点に関して、労使双方から補足なり、追加なりにご発言があれば承りたいと思いますがいかがでしょうか。ご主張の金額に大きな差がありますので一時審議を休止したいと思います。

休会中にそれぞれ控室で歩み寄りのためのご検討をお願いできればと思います。また、並行して労働者側、使用者側委員の両者と個別に公益委員との協議を行います。取りまとめに向けてどうぞ歩み寄りのご協力をお願いいたします。

労側から、個別協議を始めたいと思います。

(休会)

(再開)

福田部会長 それでは審議を再開させていただきます。休息中に個別協議した内容を簡単にまとめさせていただくと、労側は額についていろいろな捉え方があったのですが、発効日については最低賃金の役割から考えても発効日は法定どおりでやりたいと特に強い主張がありました。

これに対して使側からは、食料の消費者物価指数に着目するのはいいのだけれども、昨日配られた資料でも、昨年10月から今年の6月までの上昇率は、さいたま市では5.8で、全国の6.4に比べれば相対的には低いと。そうすると、全国の引上げの目安が昨年との比較で+6.0%であるのに対して埼玉の引上げ率に若干違いがあって当然で、そういう意味では60円、5.6%までが使側としての一定の納得が得られる限界ではないかと、そのようなご主張がありました。

今の私のまとめに対して足りない点があれば補っていただければと思います。よろしいですか。

そういう状況でまだかなりの差がありますので、ここでオブザーバ

一ではありますがお2人の公益の委員から、現時点での考えについてご説明頂いてもよろしいでしょうか。まず、小寺先生からどうぞ。

小寺オブザーバー 結論から申し上げますと、目安額通り63円。発効日については法定発効日でなく、ずらすべきであるというふうに考えております。発効日について、現時点では11月1日あたりが妥当ではないかと考えています。理由の骨子について申し上げます。

特段の事情がない限りは法定の3要素について検討していくことになっております。

これまで2024年の連合リビングウェッジ、埼玉連さんが8年ぶりに取り組まれた生活実態調査では労働者の生計費というのが現状の最低賃金では非常に厳しいものになっているという実情を受け止めました。これはとても重要な観点であると考えております。そのため、この望ましい生計費に近づけていくという観点からは、中賃のAランクで言っている63円という数字は取り得るべき数字であるというふうに考えております。ただこの点につきましては埼玉の消費者物価指数の観点からしますと、これに見合うだけの指数が出ているとまでは言えないのですが、今後望ましい生計費に近づけていくためのステップとして取り入れるべき数字であるというふうに考えました。ですので、それなりの賃上げは必要であるというふうに考えています。

他方で企業の支払能力でございますが、2025年のこれは使側から提供された埼玉の倒産件数の実績なのでございますが、2025年の1月から6月まででおおよそ個人経営それから100万円以上1,000万円未満の中小企業の倒産件数が本年1月から6月まででおおよそ350件、昨年の同時期はおおよそ320件ということで、前年同期月でおおよそ10%程度増加しているというところが見受けられます。こういった観点からしますと、目安額を超えて金額を設定するということには、それは少し消極というふうに考えました。

さらに申し上げますと、経産省の7月発表の6月分の鉱工業生産指数ですけれど、生産基調としては一進一退だということでございました。このような状況の中でさらに目安額を超えて金額を設定するというのは現実的ではないというふうに考えます。

発効日につきましては、これまでは10月1日ということですずっと続いてきたということで、埼玉ではそのようにされているということですので、近年の最賃の値上げ額を考えますと、令和4年の9月までは最低賃金が956円、その後31円アップ、41円アップ、5

0円アップということで現時点での1078円に至っております。

これにさらに目安額である63円を仮にプラスいたしますと1141円となりますが、これは先ほど申し上げた956円から185円のアップとなっております。なかなか最低賃金を支払って雇用している企業の経営体力の観点から考えますと、多少なりとも準備期間が必要なのではないかというふうに考えます。

以上のことから、金額は目安額通り、発効日につきましては、多少の準備期間を考えて11月1日発効というのが私の意見です。以上です。

福田部会長 結城先生、いかがでしょうか。

結城オブザーバー それではオブザーバーですけれども、見解を述べさせていただきます。

結論を先に申し上げますと、金額に関しては目安額の63円を下限として考えるべき、発効日に関しては柔軟に検討されてもよいというふうに考えております。

理由を述べます。まず大きなところから考えますと、そもそもの根本的な問題は物価上昇が急激であるということであって、労使双方とも急激な物価上昇への対応に苦慮されているということは十分理解できました。

現在の国の中小事業者に対する経済支援策というのは、補助金政策が中心になっていて、現行の物価上昇に関してはこれを抑制するという話は出ておりません。しかしながら現行の物価上昇を維持したまま賃金水準を維持するというのは非常に困難なことであって、また補助金政策も必要な事業者に届くかどうか不透明であるということを鑑みますと、まず国はこれまで物価上昇に誘導してきた政策を反省して物価抑制にそもそも取り組むべきであるというふうに考えております。

その上で、私が重視していることは過去3年以上にわたって実質賃金が低下してきたという事実です。実質賃金が低下するということは、働いて暮らす人々が生活に必要なものを購入できなくなっていく、次第に買えるものが少なくなっていくという経済の状態を表しています。これは国民の生活が次第に貧しくなっていくということです。一日も早く是正される必要があります。

現行の国の在り方を考慮すると、働いて暮らすということが人々の生活の基本となっていますので、実質賃金の低下というのは、生活の

前提を取り崩すものになってと見ることができます。その意味では、国の目安通りの水準を下限として考えて、物価上昇率を上回る水準で最低賃金の上昇率を検討する必要があります。

私は公共の利益という観点から考えているところがあるのですが、日本の長期の経済成長率の停滞というのは、その一因には労働者の購買力の低下ということがありますので、最低賃金の上昇によって食料品、食料の物価上昇率が今回テーマとなってきたと思いますけれども、食料品などの生活物資への需要が回復していくことが期待されます。これが日本経済の下支えとなって社会全体の生活状態、経済状態の改善に貢献するのではないかと。しかしながら、使用者の皆さんから提示された支払能力のデータを鑑みますと、雇用している労働者の数が5人未満の事業者に関してはやはり厳しい経営環境にあることは十分理解できましたので、発効日に関しては柔軟に考えて、例えば1月遅らせて11月1日として周知と準備する期間を設けてはどうか、というのが私の考えでございます。以上です。

福田部会長

ありがとうございました。次に本日ご欠席の野崎委員からはご意見をメールで頂いておりますので、ご紹介いただけますか。

賃金室長

野崎委員から最低賃金の引き上げについてご意見を頂戴したのでご紹介します。

引き上げ額63円、発効日については法定発効ということです。理由としては、「生計費特に食費の引き上げを重視することは労使で一致している。よって消費者物価指数の推移（全国）とAランク各局の食料の表のうち、さいたま市の昨年10月から今年の6月までの平均上昇率5.8%を基準にすべき。また中賃の引上げ額の目安も尊重すべき。」とされています。さらに続けて、「そうするとどちらも63円になることから引上げ額は中賃の目安額と同額とすべき」というメールをいただいております。

福田部会長

部会長代理の鈴木委員はどうしても外せない用事があり、第4回専門部会以降欠席されておりますが、鈴木委員に、昨日までの審議の経過を個別協議の内容も含めてお伝えしまして、ご意見を伺ったところ、今朝方ご意見がメールで送られてきました。併せて読み上げてご紹介いただけますか。

鈴木委員からいただいた書面をそのまま読み上げます。

学会出張のため専門部会の審議を欠席するため、この場を借りて簡単ではあるが令和7年埼玉地方最低賃金に対する私の考え方を示したい。

一つ目、令和7年度埼玉地方最低賃金額について。

私は公益委員として中央最低賃金審議会が示した目安額である63円の引上げを尊重する。

理由は、賃金と物価の好循環が生じるデマンドプル・インフレを実現するためには、実質賃金を上昇させるような物価上昇を上回る賃上げが不可欠と考えるからである。

令和7年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解の中で、B to C事業では相対的に価格転嫁率が低いといった課題があるため、消費者に対して転嫁に理解を求めていくよう要望するという指摘がされている。

この指摘は、価格転嫁が難しいB to Cが消費者に価格転嫁への理解を求める上で、消費者の購買力の維持向上につながる継続的な実質賃金の上昇が必要であることを示唆している。

日本は政府や自治体の政策支援を背景に、以前よりも企業の価格転嫁がなされるようになってきた。

しかし、令和6年埼玉地方最低賃金額の改定以降に、消費者の実質賃金が上がり節約志向やデフレインドが見られることが報告されている。

例えば、日本商工会議所L O B O早期景気観測を見ると、小売業は消費者の買い控えが重く悪化した、や企業D Iは消費者の節約志向に猛暑が重なり悪化、などと分析されている。この状況は、価格転嫁を促進する流れに水を差し兼ねない。

物価上昇を上回る賃上げは、労働者の実質的な購買力を高め、内需主導による経済の好循環の創出に寄与する。

高まった消費意欲は地域のB to C企業の売上を押し上げ、これが企業の利益となり、さらなる賃上げや設備投資の原資となって経済全体が成長させる賃金と物価の好循環の起点となり、目先のコスト増のみを懸念するあまり、デフレインドから脱却する好機を逃すことになりかねない。

最低賃金近傍で働く労働者が増えている中、最低賃金を引き上げることは、低賃金労働者層の所得を底上げし、社会全体の購買力を高めることになる。

これは企業がコスト上昇分を適切に価格転換できる環境を整えるための有効策である。

なお、実質賃金を引き上げるには最低賃金の引き上げに加え、いわゆる年収壁問題や、行政機関が行う民間への業務委託に関する労務費問題への対応や、中小企業への支援など多方面からのアプローチが求められる。このことから、ポリシーミックスを通じて実質賃金の引上げを実施することが重要である。

2つ目、改定日について。

最低賃金額の改定時期は例年より1ヶ月ほど遅い2025年10月31日の発効を提案したい。

その理由として4点挙げる。

1、例年よりも中賃の目安額の議論が長引き、地方の審議会による金額審議の時期が遅れたため。

2、長らく全会一致が続いていた埼玉県において労使が金額の合意に至らない場合、双方の理解を得るまでに時間を要する可能性がある。

このことを踏まえ、改定準備の時間を確保する必要がある。

3、他方で、中賃の目安額が多くメディアで報道されたことで労働者を最低賃金近傍で雇っている経営者は最低賃金のおおよその改定額と改定時期を認識しているため。

4、今回の改定が大幅に遅れると、次の改定までの期間が短くなる可能性があり、当該経営者にとって不利益が生じる。

これらを考慮し今年度に限り発効日までの日数に猶予を持たせる必要があると考える。以上。

福田部会長

以上、4名の方のご意見を聞いていただきましたけれども、法定に関して労使双方からご質問なり、ご意見なりがあればお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

近藤委員

発効日について準備期間を含め遅らせるという考えがいくつか示されていますが、これは例えば来年以降も同様に大幅な引上げだった場合はやはり11月1日以降の発効日すべきというお考えなのかどうか、それとも何かしらの理由で今年だけ1ヶ月遅らせるという考えなのか、というところを少し明確にしていきたいと思います。

福田部会長

小寺さん。

小寺オブザーバー 来年がどうなるかはなんとも言えないですが、弾力的に考えていいのではないかと考えています。

近藤委員 来年も弾力的に考えるべき。

小寺オブザーバー 中賃の報告書に、そのように書かれています。今回の目安を示すにあたって、発効日については十分審議をして、という部分がありましたけれども、これは発効日についてはもちろん、これは私だけの意見ではなくて、皆さんで協議すべき課題ではあるのですけれど、弾力的でいいという方向性を中賃が示したので、そういう考え方を今私もしております。以上です。

結城オブザーバー よろしいですか。私は今年度に限ったことであると考えております。理由は、今年度の最低賃金の目安の形成過程が、本来であれば使用者と労働者の交渉、それに対して公益委員が入った３者での協議で決まるべきものだったのにもかかわらず、国の意向で歪められたと私は捉えておまして、本来あるべきプロセスを必ずしも経ないで目安の提示時期が後ろ倒しになったという事情を考慮して、今年度は準備に時間が必要であると考えましたので、来年度以降の審議が正常化するのであれば、改めて発効日を検討する必要はないのではないかと考えております。

福田部会長 よろしいでしょうか。

近藤委員 分かりました。小寺委員の意見にある柔軟に審議すべきだというのは当然中賃にもそう示されていますので理解しています。審議は柔軟ですけれど何をもってそれは考えていけばいいのかというのが、先ほどのご説明では、何がポイントになるのでしょうか。

小寺オブザーバー 基本的には今回の中賃の目安の意見書に基づいて先ほども申し上げております。そのことは、中賃の目安に関する報告書、公益委員見解の１１ページにあります。

その記載の前にいろいろな要素の記載があります。人手不足がさらに深刻化しているとか、企業経営に影響が出ているとか、いろいろな諸事情を引用しそのくくりとして、今回の中賃の意見書では引上げ額とともに発効日についても十分に議論を行うように要望するというふ

うに括っているのですけれども、私はこれを見てそうだと思ったので、ここに記載されているような事情を考慮したのです。

近藤委員

わかりました。

福田部会長

よろしいですか。これまで労使とも本当に暑い中、真摯に議論を重ねていただいて、今日で4日連続になると思いますが、本当にありがとうございました。

例年以上の時間をとって審議をさせていただきましたが、結論的には残念ながら、改正金額について意見の一致には至りませんで、さらに議論をこれ以上続けても一致点を見出すのは難しいのではないかと思います。

そうなりますと、私は個人的には労使が納得し合って埼玉の経済を伸ばしていくという立場だったので、全会一致で結論を得ることができればという思ってやってきたつもりですけれども、到底そうもいきそうもないので、今回は公益委員の見解をお示しした上で、それについて採決を行うということにさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは公益委員だけで、今回は別に会議をさせていただきます。その間、労使の委員の皆様は控室に移動をお願いいたします。

それでは、ここで休会といたします。

(休会)

(再開)

福田部会長

お待たせいたしました。それでは公益の見解をお示しさせていただきます。本当に暑い中、ご審議をいただきましてありがとうございました。その中で色々なご議論が出て、本当になるほど、というご議論も非常に多くありましたけれども、本当にこの暑い中、例年にも増して時間をとっていただき、熱心なご議論いただいたことを、会長として心よりお礼を重ねてお礼申し上げます。ありがとうございました。

公益の見解ですが、埼玉県最低賃金について今年は63円、5.84%引き上げて時間額1141円とし、発効日を令和7年11月1日とすることが適当であろうというのが公益委員の見解でございます。

考え方としては、5.84については本当に色々な要素があるので一言では申し上げられませんが、食料品を中心にして得られた数字も

もちろんそうでございますし、その他の要素を本当にそういう意味で総合的に勘案して最終的には中賃の示した目安に沿った額にするというのが最も適当な解決であろうということで、中賃の目安通りの額ということで提示をさせていただきました。

発効日については、もちろん一日も早い到着を待っているという議論はよくわかるのですけれども、事実として、中賃が遅れて審議期間が例年より遅かったわけですので、それを支払の準備をする人の負担というのにも考えないわけにはいきませんし、賃金が月払いのところも多いと思いますので、そういうことも踏まえたと、今年度については11月1日ということでやるのが妥当な解決策ではないかというふうに考えました。

以上が公益の考え方ですが、労使の委員からご意見があれば答えたいと思います。

近藤委員

発効日のところ、やはり理解深めたいと思うのですが、中賃が遅れたことからということですが、そもそも法定通りということにすれば、例えば遅れた分だけ発効も遅れますのである意味、例年通りの準備期間が取れるというのが法定通りという考えになるかと思うのですが、それよりも今11月1日という見解については、それをもう少し遅らせようという考えとなるかと思います。

先ほどの説明の中だと月払いのところがあるからというようなお話もありましたが、その理由、さらに準備期間を広げている理由を説明いただけますか。

福田部会長

一つは、長い間全会一致ということで、労使もかなりお互い納得の上でやってきたというところもあると思いますが、今回は採決ということになるので、理解していただくのに若干の時間はかかるかなということを考えてました。

近藤委員

企業側ということでしょうか。

福田部会長

企業側もそうでしょうし、全体として今年はそうしたんだということを受け止めていただくのに、一定の今までとは少し違うだろうと。

小畑オブザーバー

オブザーバーですが、法定通りになると発効予定日がおそらく10月4日になるかというところですが、これはやはり今11月1日

までずらした理由のところ、今の公益委員の方のご説明だと、十分納得できるような材料になっていないのかなと思っております。

また、月払いのところも多いということですが、最低賃金が1日でも早く上がることによってその日から実際に賃金が上がっていくような形で給料計算をしているところも多いかと思しますので、その部分がやはり今のところでは納得できていない状況です。

福田部会長 ご主張はよくわかりますけれども、ただ事実として例年より遅れていることは確かです。

小畑オブザーバー なので、例年より遅れているようであれば近藤委員が発言したように例年よりも遅れた部分だけがずれるという。

福田部会長 法定通りでやるという考え方ももちろんあり得ることはわかります。ただそれも全て含めて全体に適用するものですから、全体でできるだけスムーズ、円滑に新しい形でやっていただくためには若干の余裕はあって、しかるべきなのかなというふうに思います。

小畑オブザーバー 10月4日と11月1日のところは、若干とは思えない。
約1ヶ月というところかなと思ってはいますけれども、その辺の企業側の準備というところを具体的に教えていただけたらと思います。

小寺委員 一言で言うと、資金準備だと思っています。それ以上は実態の話ということになると思います。

小畑オブザーバー 資金準備となった場合に来年も大きく上がったときに同じような理由で11月1日になるというようなこともあるのでしょうか。

福田部会長 引上げ額が高いからという意味では言っておりません。基本的に遅れたからということを行っている。通常よりも。

小畑オブザーバー 通常の通常遅れのところが4日ぐらいの遅れだとこちら側としては。

福田部会長 それはわかります。法定にするともう少し前になるというのはその通りだと思います。

ただ、全体の決め方がかなり大きく変わったので今回。それをそれぞれ労側、使側で周知していただいて円滑に実施していくためにも一定の猶予期間があった方がいいのではないかというふうに判断させていただいたということです。

結城オブザーバー 繰り返しになりますが、今回中央の審議日程が後ろ倒しになって遅れたというのが基本にあります。その上で今回63円という目安額の引上げに、やはりこれは事業者の皆様にご納得いただいて、雇用を維持していただきながら資金の手当をしていただくことが必要になってきます。このことも考慮した場合に、ある程度の準備期間が設けられなければならないだろうという考えでございます。

福田部会長 資金の問題も大きいですね。

近藤委員 資金の準備という話をされてしまうと、何を持って判断されたか、できれば我々一応データに基づいて審議をしている前提にしているものですから、資金準備が足りないと判断されるデータはありますでしょうか。

今年、それが先ほど小畑委員からもありましたように、感覚的なものですと翌年度以降の審議にも強く影響をするかなという懸念がありますので、何を参照というのがあれば。

福田部会長 基本的にとにかく例年より若干遅れたというのが大きなベースです。大きく遅れたということと、埼玉の決め方がかなり変わったという結果でございます。それが大きな理由だと思います。

近藤委員 申し訳ないのですが、遅れたことで、また埼玉県での決議方法がこういった審議に変わるということになったことから、その周知のために実施期間を1ヶ月程度遅らせる1ヶ月というか、3週間程度遅らせる必要があるということですが、実際今他県の状況を見るにやはり法定通りというところも出ていることから、埼玉県では準備が必要というような考えがあるのかどうかというところを。

福田部会長 他県のことは分かりませんが、他県では、それぞれにご判断があるわけです。

近藤委員 埼玉県で考えると。

福田部会長 埼玉県の公益としては、これまでお話ししたとおり判断したものです。

使側はよろしいでしょうか。特に何もなければ採決をしたいと思いますが。

高橋委員 検討する時間をいただきたい。

福田部会長 それでは、一旦休会とします。

賃金室長 労使とも、それぞれ控室へ移動をお願いいたします。

(休会)

(再開)

福田部会長 大変お待たせいたしました。それでは特になければ採決に入らせていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

それでは採決に入りますがその前に若干採決の方法について確認的に事務局からご説明いただけますか。

専門監督官 最低賃金審議会令第5条第3項に、審議会の議事の決し方に関する規定があります。

読み上げますと「審議会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員（地方最低賃金審議会にあつては、委員）で会議に出席したものの過半数をもつて決し、可否同数のときは、会長の決するところによる」とされていまして、また第6条第6項で、「前条の規定は最低賃金専門部会について準用する」と規定されているところでございます。以上です。

福田部会長 ご理解いただけましたでしょうか。最初は要するに私が入らない形で採決をしていただくと。もし万が一同数になれば私が採決させていただきますということですね。それではよろしいでしょうか。

それでは採決に入ります。埼玉県最低賃金を63円、5.84%引き上げ、時間額1141円とし、発効日を令和7年11月1日とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成は加藤委員、嶋田委員、廣澤委員の3名)

福田部会長 3対3ということですか。今の規定通りで部会長である私が決めさせていただきますので、私は賛成ですから、可決されたということでしょうでしょうか。賛成多数と認めます。
それでは事務局は専門部会報告書案を作成してください。

(報告書作成中)

福田部会長 お待たせいたしました。再開させていただきます。専門部会報告書を事務局から読み上げてください。

専門監督官 それでは読み上げます。
(報告書案読み上げ)

福田部会長 ありがとうございました。事務局が読み上げてくれた原案の通り、専門部会報告書を取りまとめてもよろしいでしょうか。それでは(案)を消していただき、修正したものを本審議会に提出するものといいたします。よろしいでしょうか。もしなにかあればご発言ください。

(特になし)

福田部会長 それでは議題2のその他に移りたいと思いますが、委員の皆様から何かありましたらお願いいたします。

(特になし)

福田部会長 それでは議題2は終了といたします。以上を持ちまして、今年度の埼玉県最低賃金専門部会を閉会とさせていただきます。本当にありがとうございました。